

旅費規程

(総則)

1. 支部役員およびこれに準じる者（以下役員等という）の出張旅費は、この規程の定めるところによる。

(旅費の種類)

2. 旅費の種類は交通費、宿泊料とする。

(旅費の申請)

3. 旅費の支給を受けるものは、支部会計幹事に対して旅費の申請を行い、支給を受ける。
 - 2) 出張者は、領収書、請求書、航空機搭乗券等の提出を求められた場合には、支部会計幹事に提出する。

(旅費の計算)

4. 交通費は最も経済的な通常の経路および方法で移動した場合を計算して支給する。
ただし、会務上の必要、または天災その他止むを得ない事情により前述の経路および方法で移動しがたいと認めた場合は、とくに認めた経路および方法によって計算した旅費を支給する。

(宿泊費)

5. 宿泊費は、実費額を支給する。
ただし、所在地（幹線駅、空港）の出発が午前7時以前のとき、または帰着が午後11時以降の場合において会務上宿泊する必要がある場合には、宿泊費を支給する。
 - 2) 宿泊料は、表1にある1日当たりの額を上限とした実費額とし、実際に宿泊する会務上の夜数に一夜当たりの定額を乗じた額を支給する。
 - 3) 勤務先から目的地までの片道距離が100km未満であっても、事情により宿泊する場合は、宿泊費の実費を表1にある額を上限として、支部長の承認の下、支給することができる。

(国内の旅費支給)

6. 国内の旅費は以下の原則ならびに基準で支給する。
 - 2) 交通費は以下の基準による。
 - ① 勤務先を基準にして目的地までの区間とする。
 - ② 片道距離が100km以上の場合には表1により支給する。
 - ③ 片道距離が100km未満の場合には表2により支給する。
 - ④ 公共交通機関（鉄道・バス）の利用が困難な場合には、タクシー料金実費を、領収書を添えて請求できる。支部会計幹事はその請求内容の精査後に実費を支給する。
 - 2) 宿泊料は表1により支給する。
 - 3) その他、会務上の必要、または天災その他止むを得ない事情により要した費用（含 航空券、宿泊キャンセル費用）がある場合は、領収書または請求書を提出の上、支部長の承認

に基づき支給する。

(国外の旅費支給)

7. 国外の旅費は以下の原則ならびに基準で支給する。

2) 交通費は以下の基準による。

① 実費精算を原則とする。

② 航空運賃はエコノミークラス割引往復料金（日付変更なし）運賃利用を原則とする。

3) 宿泊料は表1にある額を上限として実費額で支給する。ただし、特別の事由により規程の宿泊料を超える場合は、支部長の承認に基づき宿泊料の実費を支給することができる。

4) その他、会務上の必要、または天災その他止むを得ない事情により要した費用（含 航空券、宿泊キャンセル費用）がある場合は、領収書または請求書を提出の上、支部長の承認に基づき支給する。

5) 旅費精算における外貨換算レートの基準は、出発日の三井住友銀行公表のTTSレートとする。精算時に無視できない為替差損が生じた場合には、支部長の判断により補填することができる。

(支部招待者の取り扱い)

8. 支部の招待者に対する旅費の支給については、本人もしくは代理人が申請し、役員等に準じて取り扱うこととし、必要に応じて支部役員会において審議・決定する。

(規程の変更)

9. 本内規は支部役員会の議を経て変更することができる。

(附則)

この規程は、平成27年5月26日から施行する。

旅費支給規程（付表）（役員等）

表 1

適用役職名	片道距離	片道所用時間	乗車賃種別	宿泊料
支部役員または これに準ずる者	100 km 以上	3 時間未満	運賃、特急料金	10,900 円
		3 時間以上	航空運賃	10,900 円

- 注：・ 新幹線利用可能な地域からの出張に対しては、宿泊費は原則支給しない。
- ・ 片道所用時間とは鉄道利用の場合とする。
 - ・ 乗車賃は現金運賃(きっぷ運賃)で、往復割引運賃を適用する。
 - ・ 航空運賃はエコノミークラス割引往復料金(日付変更なし)運賃利用を基本とし、実費を支給する。申請の際に搭乗券(半券)と領収書を提出する。
 - ・ 日当は支給しない。

表 2

片道距離	乗車賃種別	宿泊料
50 km 未満	運賃	支給せず
50 km 以上 100 km 未満	運賃、特急料金	支給せず

- 注：・ 宿泊費は原則支給しない。
- ・ 会務上、特急料金ならびに指定席券を要した場合は、その実費を支給する。ただし、特急、指定席の乗車区間が片道 50 km 未満の場合は、支部会計の承認がある場合を除き、支給対象としない。
 - ・ 日当は支給しない。

※ 表 1、表 2 において、以下の通りとする。

- ・ 運賃については、現金運賃(きっぷ運賃)を適用する。
- ・ 片道距離は、原則として勤務地を基準とした鉄道・バスの営業キロとする。
- ・ 特急料金、急行料金、指定席券については、当該料金の片道乗車距離を基準とする。